

広島県・県内市町のオフィス支援制度

令和7年4月 | 県内投資促進課

▼ 広島県・各市町のランニングコストに対する制度 (問合せ先をクリックすると、各市町の関連ページに飛びます)

市町	条件	県・市町を合わせた助成率	県・市町を合わせた限度額	問合せ先
広島市	<p>都市型サービス産業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報サービス業、インターネット附隨サービス業、コールセンター業など ・圏域内初立地又は大規模雇用(新規常用労働者50人以上) ・常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 <p>本社機能の移転・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広島県から地域再生法に基づく承認を受けること ・常用労働者5人以上(中小企業は2人以上)かつ、圏域内の他の事業所を廃止又は縮小する場合は、圏域全体で5人以上(中小企業は2人以上)増加 	オフィス賃借料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料 2,000万円	経済観光局 産業振興部 企業誘致・創業推進課 TEL 082-504-2241 
吳市	<p>①ソフトウェア業等誘致(情報通信業、コールセンター業など。賃貸による事業所の設置が対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事務所等を市内に新增設し、新規雇用従業者(吳市在住者)を3人以上雇用 <p>②本社機能の移転等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京23区から本社機能を移転または、市内事業所において本社機能を拡充し、新規雇用従業者(吳市在住者)を中小企業は2人、大企業は5人以上雇用 <p>③サテライトオフィス誘致</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市外に本店を置く企業によるサテライトオフィスの新設で、常時雇用する従業者(市外の本店等の業務に従事していた者等に限る)が1人以上常駐 	<p>①の場合 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用助成金(1人あたり) 5年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円</p> <p>設備投資 改修等に係る投下固定資産税評価額(土地を除く。)の1/2</p> <p>②の場合 雇用助成金(1人あたり) 1年間 ・正社員 50万円 ・パート 20万円</p> <p>設備投資 ①と同様</p> <p>③の場合 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用助成金(1人あたり) 3年間 ・正社員 50万円</p> <p>設備投資 ①と同様</p>	<p>限度額 ①の場合 通信回線使用料 2,000万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 2,000万円(市のみ)</p> <p>②の場合 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 5,000万円(市のみ)</p> <p>③の場合 通信回線使用料 200万円/年 雇用助成金 限度額なし(市のみ) 設備投資 500万円(市のみ)</p>	産業部 商工振興課 TEL 0823-25-3310 
竹原市	<p>情報サービス業、インターネット付隨サービス業、コールセンターに付隨する事業等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規雇用者3人以上 	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円	企画部 産業振興課 TEL 0846-22-7745 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
三原市	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、 コールセンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常駐責任者(新規雇用常用労働者又は市内に住民票を置く取締役)1人以上 ・5年以上の業務継続 	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 オフィス改修費用・ 備品購入費用 1/2 初年度のみ 通信回線引込費用 1/2 初年度のみ 自動車リース料 1/2 3年間	各年度限度額 オフィス賃借料 600万円 通信回線使用料 1,000万円 オフィス改修費用・ 備品購入費用 各 50万円(市のみ) 通信回線引込費用 5万円 (市のみ) 自動車リース料 2万円/月(市のみ)	<p>経済部 商工振興課</p> <p> TEL 0848-67-6013</p>
尾道市	<p>情報サービス事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住従業員数3人以上(うち市内在住の新規雇用者2人以上) <p>コールセンター業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内在住従業員数10人以上(うち市内在住の新規雇用者7人以上) <p>本社機能の移転オフィス環境整備</p> <p>【オフィス移転等促進奨励金】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本社機能を移転する場合、尾道市内に居住する従業員等が2人以上(うち1名以上が広島県外からの移住者) ・オフィス環境整備の場合、整備するシェアオフィス等を利用する事業者が1社以上 	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 雇用奨励金 1人当たり 30万円 【オフィス移転等 促進奨励金】(市のみ) ①本社機能移転で 改修を行う場合 ・改修費用の1/2 ・オフィス賃借料等 及び通信回線使用料 の1/2 ②本社機能移転で 改修を行わない場合 ・オフィス賃借料等 及び通信回線使用料 の1/2 ③オフィス環境整備 の場合 ・改修費用の1/2	各年度限度額 オフィス賃借料 200万円 通信回線使用料 400万円 雇用奨励金 3,000万円(市のみ) ①の場合 250万円 ②③の場合 125万円	<p>産業部 商工課</p> <p> TEL 0848-38-9182</p>
福山市	<p>情報サービス事業所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設：従業員5人以上、増設：新規雇用3人以上 <p>コールセンター</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設：従業員20人以上、増設：新規雇用10人以上 <p>本社機能の移転</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新設：従業員3人以上、増設：新規雇用2人以上 ・県外から3人以上異動 	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 異動従業員1人当たり (家族を含む。) 150万円 (県100、市50)	各年度限度額 オフィス賃借料 1,200万円 通信回線使用料 2,000万円 本社機能の移転 1億5,000万円	<p>経済部 経済総務課</p> <p> TEL 084-928-1124</p>

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
府中市	—			
三次市	情報サービス業、インターネット付随サービス業 ・従業員3人以上 コールセンター業 ・従業員 10人以上	オフィス賃借料 10/10 5年間 通信回線使用料 10/10 5年間 雇用奨励金 1人当たり 100万円	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 500万円 雇用奨励金(市のみ) 限度額なし	産業振興部 商工観光課 TEL 0824-62-6621 
庄原市	情報通信業、専門・技術サービス業等 ・市が有する超高速情報通信網及び市内の建物等を活用し 新たにサテライトオフィスを開設する者 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 自動車リース料 1/2 3年間	各月限度額 オフィス賃借料 8万円 通信回線使用料 4万円 自動車リース料 1.8万円(市のみ)	企画振興部 商工観光課 TEL 0824-73-1178 
大竹市	—			
東広島市	研究開発を主目的とする製造業、学術・開発研究機関、情報サービス業、インターネット付随サービス業、コールセンター業、情報通信技術事業、半導体製造業に関連する事業等 ・新規雇用者1人以上 ・5年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁シャルコスト(市のみ) 内装改修費用、情報通信システム導入費、研究開発に要する機器の購入費 3/10 初年度のみ	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 1000万円 (仁シャルコストを含む)	産業部 産業振興課 TEL 082-420-0921 
廿日市市	情報サービス業、インターネット付隨サービス業、コールセンターに付隨する事業等 ・新規雇用者1人以上 ・3年以上の業務継続	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁シャルコスト(市のみ) 内装改修費、設備機器購入費 1/2 初年度のみ	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 400万円	産業部 産業振興課 TEL 0829-30-9126 
安芸高田市	情報サービス事業所等 ・市内に新たに企業活動の拠点を開設し、地域経済の発展に寄与する者 ・常用勤務者が1人以上在勤する企業又は市内において2名以上の新規雇用をする企業 ・あじさいネットを活用	オフィス賃借料 10/10 3年間 通信回線使用料 10/10 3年間 仁シャルコスト(市のみ) 建物改修費、設備費、 交通費の総事業費 1/2 1回限り	各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 100万円 仁シャルコスト(市のみ) 300万円	産業部 商工観光課 TEL 0826-47-4024 

市町	条件	県・市町を 合わせた助成率	県・市町を 合わせた限度額	問合せ先
江田島市	<p>製造業(研究開発を行う部署など)、情報サービス業、インターネット付随サービス業、学術・開発研究機関、情報通信事業、コールセンター業など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内に新たに事業所を開設する者 ・新規雇用者1人以上または既存社員1人以上の江田島市への転入 ・3年以上の業務継続 ・常時勤務する者の配置 	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各年度限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 200万円</p>	<p>産業部 商工観光課</p> <p> TEL 0823-43-1632</p> 
府中町	<p>①サテライトオフィスの開設 ②新規雇用常用労働者を3人以上有する事業所の開設 (内1人以上は町内に居住するもの)</p> <p>※①②いずれも、初めて町内に事業所を開設し、3年以上業務を継続するものが対象)</p>	<p>オフィス賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各月限度額 オフィス賃借料・ 通信回線使用料 合計 10万円</p>	<p>町民生活部 自治振興課</p> <p> TEL 082-286-3128</p> 
海田町	—			
熊野町	—			
坂町	—			
安芸太田町	—			
北広島町	—			
大崎上島町	<p>情報サービス業、インターネット付随サービス業、映像・音声・文字情報制作業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）、学術・開発研究機関、広告業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）、デザイン業（専ら情報通信技術を利用して業務を行うものに限る。）、コールセンター業など</p> <ul style="list-style-type: none"> ・常用雇用労働者を1人以上雇用し、又は本店等又は支店等で雇用している常用雇用労働者を1人以上当該サテライトオフィスに異動させる者 ・サテライトオフィスの開設後、継続して3年以上事業を行う見込みがある者 ・町内に本店等又は支店等を有していない者 	<p>不動産賃借料 10/10 3年間</p> <p>通信回線使用料 10/10 3年間</p>	<p>各月限度額 不動産賃借料・ 通信回線使用料 合計 5.6万円</p>	<p>企画課</p> <p> TEL 0846-65-3112</p> 
世羅町	—			
神石高原町	—			

※上記以外の補助項目を設けている市町もあります。